

山口消防防災探究会 会則

(名称)

第1条 本会は、「山口消防防災探究会」（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、代表宅（山口県岩国市下19-1）とする。

(目的)

第3条 本会の目的は、次の2つとする。

- (1) 消防・防災に関する自己研鑽活動をもとに、防火・防災に関する社会貢献活動を通じて、災害に強い地域をつくる。
- (2) 災害救援活動を通じて、被災者及び被災地の復興復旧を支援する。

(活動の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次の種類の活動を実施する。

- (1) 会員に対して行う、消防・防災に関する研修及び訓練等の自己研鑽活動
- (2) 地域住民に対して行う、防火・防災に関する講習及び訓練等の社会貢献活動
- (3) 被災地に対して行う、災害救援活動
- (4) その他、目的の達成に必要な活動

(会員)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し入会し、事業の運営等を行う個人とする。
- (2) 準会員 本会の目的に賛同し入会した個人とする。
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し入会し、事業を支援する個人及び団体とする。

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、入会申込書またはWEB申請により、代表に申し込むものとする。
- 3 代表は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会員種別の変更)

第7条 会員は、代表の承認を得て、会員種別を変更することができる。

(退会)

第8条 会員は、退会届出書を代表に提出し任意に退会することができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 庶務 1名
- (5) 広報 2名
- (6) 監査 2名

(選任)

第10条 役員は総会において、正会員の中から選任する。

(職務)

第11条 役員は次に掲げる職務を行う。

- (1) 代表は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を行う。
- (4) 庶務は、本会の事務全般を行う。
- (5) 広報は、本会の広報活動を行う。
- (6) 監査は、本会の会計監査を行う。

(解任)

第12条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) その他正当な理由が認められるとき。

(任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任任期とする。

(会費)

第14条 会費は次に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員は、年会費として1,000円を納入する。
- (2) 準会員は、会費を免除される。
- (3) 賛助会員は、年会費として、個人一口500円、団体一口1,000円以上を納入する。

(会計)

- 第 15 条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金・助成金等をもって充てる。
- 2 第 4 条の活動を実施する際は、参加費、並びに保険料等を徴収することができる。
 - 3 本会の会計は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わることとする。

(総会)

- 第 16 条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に 1 回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。
- 2 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1) 事業報告及び決算
 - (2) 事業計画及び予算
 - (3) 役員を選任及び解任
 - (4) 会則の変更
 - (5) その他会の運営に関する重要事項
 - 3 総会は、正会員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成によって議案を可決する。
 - 4 総会開催前に委任状を提出した者は、総会に出席した者とし、総会の議決を承認したものとする。

(議事録)

- 第 17 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(その他)

- 第 18 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 令和 5 年 3 月 21 日開催の設立総会は令和 5 年度の総会を兼ねる。
- 2 会費は令和 5 年度より徴収する。
- 3 本会則は、令和 5 年 3 月 21 日から施行する。
- 4 本会則は、令和 6 年 3 月 29 日より一部改正実施する。